

# 決算概況

2011(平成 23)年度決算

国立市

## 目次

はじめに.....	1
I 歳入.....	2
歳入総額／地方交付税.....	2
国庫支出金・都支出金／その他の収入.....	3
地方債.....	4
II 市税.....	4
市税全体／個人市民税.....	4
法人市民税／固定資産税・都市計画税.....	5
収納率.....	6
III 歳出.....	7
歳出総額／性質別分類-義務的経費.....	7
性質別分類-投資的経費.....	9
性質別分類-その他の経費.....	10
目的別分類.....	12
IV 基金.....	14
基金.....	14
V 市債.....	15
市債.....	15
VI 財政に関する指標.....	16
経常収支比率.....	16
基礎的財政収支.....	18
VII 健全化判断比率等.....	19
地方公共団体の財政の健全化に関する法律（健全化法）とは 経緯／概要.....	19
2011(平成23)年度健全化判断比率及び資金不足比率.....	20
各指標の分析-実質赤字比率.....	20
各指標の分析-資金不足比率.....	21
各指標の分析-実質公債費比率.....	22
各指標の分析-将来負担比率.....	23
まとめとして.....	24

## 資料

2011(平成23)年度決算カード

## はじめに

地方自治体の決算をまとめる報告書には、様々な形がありますが、本冊子では、前年度との増減理由を中心に記述した内容としています。昨年度の決算が前年度に比べてどのように推移したのか、その年度特有の事情があったのかを中心的な論点としました。

過去の決算の推移を分析する際、特徴的な動きがあった年度の、その動きの理由を知ることは、様々なところに散らばった記録を丹念に追う必要があるため、時間と労力が必要です。年度ごとに増減理由をまとめた記録があれば、将来においては、その時間と労力を短くすることにつながります。将来の財政分析に寄与し、適切な財政運営に資することを念頭に記録をまとめました。

各項目の数字は、国が地方財政全体の統計として実施している「地方財政状況調査（通称「決算統計」）」の数字を用いています。国が示した基準に基づき、普通会計という理論上の会計で決算をまとめ、国全体の地方自治体経費の積み上げや各団体間での比較を行うために用いることができます。

自治体は、特別会計を条例に基づいて、独自の判断で設けることができるため、一般会計にどのような経費が含まれているかは、それぞれで異なります。その調整を行ったものが普通会計となります。国が示した基準により普通会計で集計することで、統一的な基準により、比較が行えるようになります。

国立市は、介護サービス事業勘定分の額を調整（純計控除といいます）しています。市の地域包括支援センターが介護予防サービス計画を立てて得られた介護報酬と、その経費として介護保険特別会計に繰り出している額は、決算統計の分類上、介護サービス事業勘定に分類されます。この分の額を一般会計歳入歳出決算額から控除した額が、普通会計となります。

この基準により決算を整理し、分類ごとに一枚の表にまとめたものが「決算カード」です。近年、自治体の財政を考える市民の方も積極的な活用を図っています。速報値に基づくデータをもとに作成した2011(平成23)年度決算のカードを、この冊子の巻末に添付しています。過去の分もホームページに掲載しているため、確認していただけましたら幸いです。

これからの行財政運営改革に資する、2011(平成23)年度決算に関する分析のために、本冊子が活用されることを願っています。

# 歳入

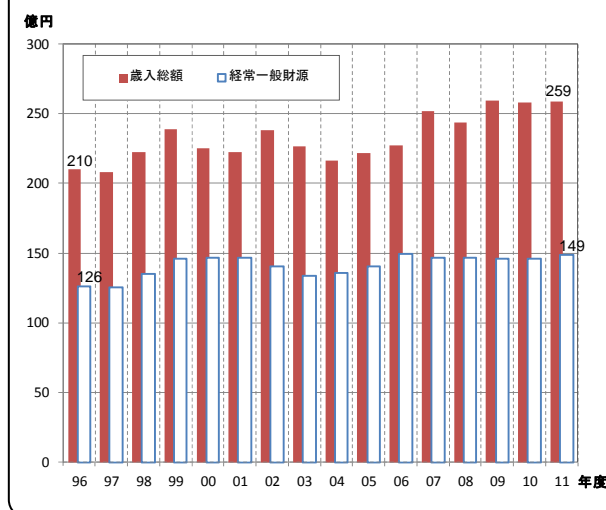
## ■歳入総額

総額は、258億6,000万円で、前年度に比べて4,300万円増えています。

全体の概況としては、市税は、所得の落ち込みにより、個人市民税が大幅な減となったものの、法人市民税、たばこ税が大きく伸びたことにより、増減率0%と前年度とほぼ同額になりました。普通交付税は、前年度に引き続き交付され、額も伸びました。その結果、経常一般財源等（市税などの「一般財源」のうち、その年度のみ、期間限定など臨時的に収入されるお金ではなく、毎年、経常的に（事業の有無にかかわらず）収入されるお金のこと）は前年度よりもプラスになっています。国庫支出金・都支出金等は事業費等に連動しています。また、市の保有土地の売却を進め、清化園跡地の賃借が開始されたことにより、一時的に財産収入が大きく伸びました。

市税については次節で、ほかの項目については下記で細かい増減要素を見ていきます。

図表1 歳入総額と経常一般財源の推移



## ■地方交付税

地方交付税交付金は、52%、1億6,300万円増えています。2010(平成22)年度に引き続き、国の交付税総額が増えた影響等によります。

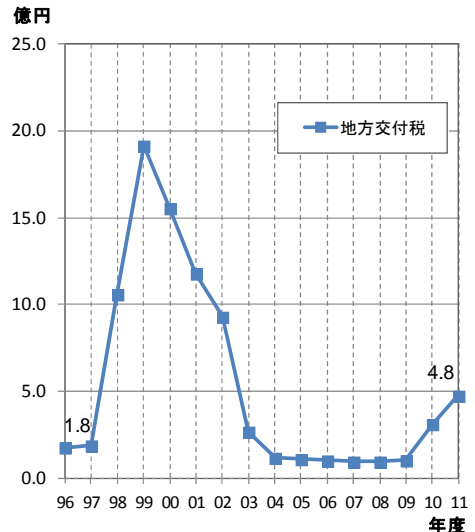
地方交付税交付金は、財源が不足する団体に交付される「普通交付税」（地方交付税全体の94%）と、災害などの特殊事情に対応するために交付される「特別交付税」（地方交付税全体の6%）があります。

一般的な報道で交付団体か不交付団体かの区別は「普通交付税」が交付されるかどうかによります。国立市は2004(平成16)年度から2009(平成21)年度まで不交付団体で、2010(平成22)年度以降、再び交付団体となっています。

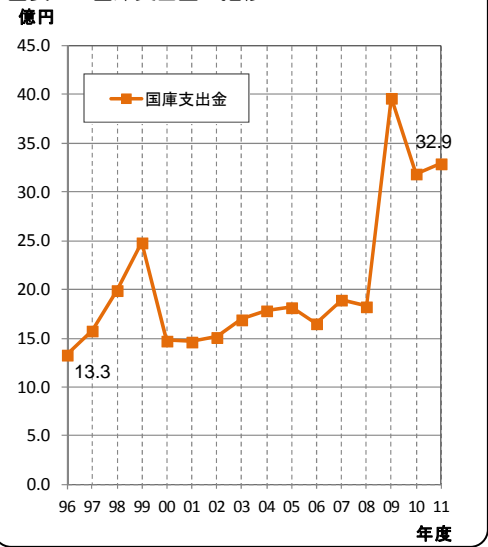
普通交付税が、2010(平成22)年度の2億200万円から2011(平成23)年度の3億5,600万円に、特別交付税が同じく1億1,200万円から1億2,100万円に増えています。普通交付税のプラスが総額のプラスに寄与しています。

また東日本大震災被災地への支援経費は、多くが「東日本大震災に係る災害救助費繰替支弁金等交付金」として東京都から交付されていますが、特別交付税でもその一部が交付されています。

図表2 地方交付税の推移



図表3 国庫支出金の推移



### ■国庫支出金・都支出金

国庫支出金と都支出金は、普通建設事業に対する補助金などのように、年度ごとの事業実施により大きく増減する要素と、生活保護費負担金や障害者自立支援給付費負担金などのように、法令で市の支出額に対する負担割合が決まっているために、支出額の増減に影響を受ける要素があります。

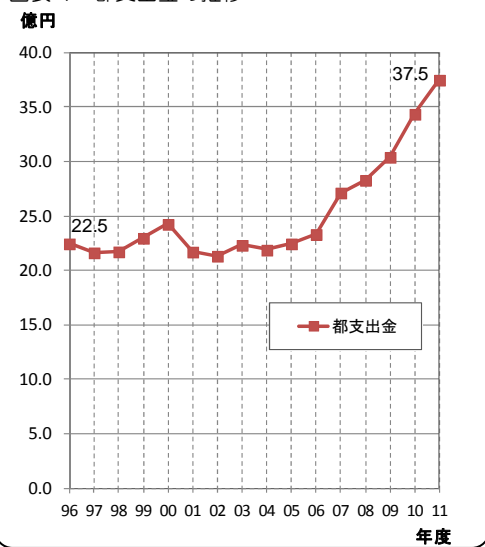
2011(平成23)年度決算は、国庫支出金が後者の支出額の増減の影響を、都支出金が前者の事業実施の有無の影響を受けています。

**国庫支出金**は前年度に比べて、3.3%、1億400万円増えています。国全体の経済対策のために設けられた、地域活

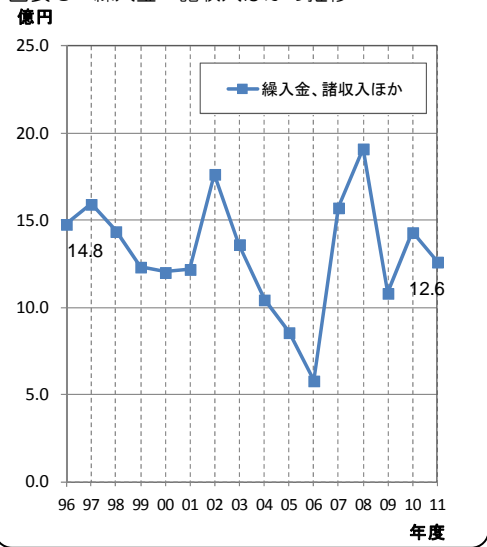
性化関連の交付金や、小中学校校舎・屋内運動場の耐震・大規模改修事業に対する補助金が減った一方で、生活保護費負担金、通年化された児童手当及び子ども手当負担金などが増えたため、総額で伸びることになりました。

**都支出金**は、前年度に比べて、9.1%、3億1,300万円増えています。2010(平成22)年度単年度事業であった参議院選挙、国勢調査委託金が減った一方で、図書館空調設備設置工事の実施に伴う、地球温暖化対策推進のための区市町村補助金、都市計画道路3・4・10号線整備事業の実施に伴う市町村土木費補助金などが増えたため、総額で大きく伸びる結果になりました。

図表4 都支出金の推移



図表5 繰入金・諸収入ほかの推移



### ■その他の収入

その他の収入の特徴としては、**財産運用収入**が2406.8%、8,400万円増えたことがあります。し尿処理施設であった清化園の跡地を賃借開始したことにより8,200万円、庁舎内の自動販売機設置を入札で決定する方式に変更したことで300万円の収入がありました。

また**財産売却収入**も229.9%、8,000万円増えています。以前市に遺贈された土地や土地区画整理事業地内用地を売却したことに伴うものです。土地区画整理事業地内用地は、土地開発公社が市の依頼に基づき、1990(平成2)年度に取得した用地で、2010(平成22)年

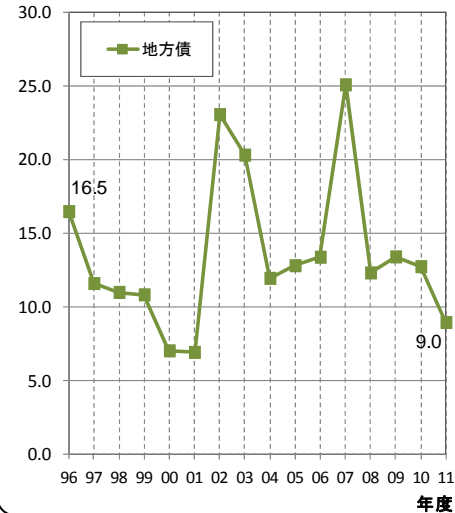
度、市が土地開発公社から簿価で買い戻した土地です。当時と比べて地価が大きく下がっているため、昨年度取得した額と比べると、低い金額での売却となりました。いわば損切りです。一時的な収入であるため、当年度に使用せずに、基金に積む対応を行っています。

## ■地方債

地方債は事業実施の有無により、額が増減します。また歳入で不足している額を臨時財政対策債で賄っているため、3月補正予算編成時点での財源不足見込み額にもよります。

昨年度、市債を財源として行った事業は、私立保育園の園舎改築、耐震補強工事に対して補助金を支出する「保育所緊急整備事業」、中央線連続立体交差化事業で国立市が負担する額を東京都に負担金として支出する「鉄道連続立体交差事業」、城山南地区土地区画整理組合、下新田土地区画整理組合が行う区画整理事業地内用地の道路築造の費用を補助金として支出する「土地区画整理事業」、都市計画道路 3・4・10 号線整備のために用地買収を行う「都市計画道路 3・4・10 号線整備事業」、市内 3 校の中学校にガスヒートポンプ方式のエアコンを設置する「中学校エアコン設置事業」の 5 事業です。臨時財政対策債は、限度額 8 億 5,600 万円に対して、借入額を 5 億 4,000 万円に抑制いたしました。

図表 6 地方債の推移  
億円



## 市 税

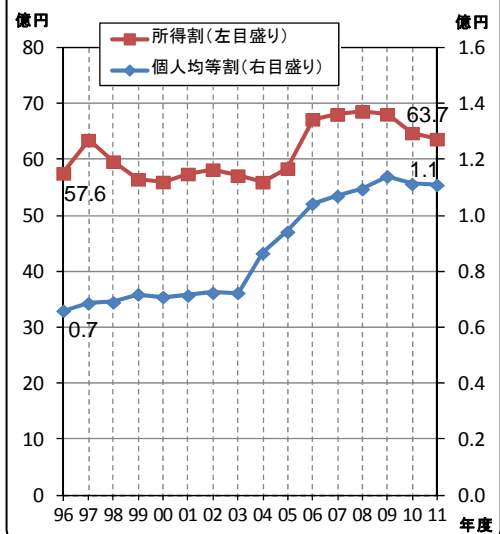
### ■市税全体

地方税全体では、141 億 7,400 万円、前年度に比べ 500 万円の増です。給与所得の落ち込みにより個人市民税が大きく減少したものの、市内法人の動向により法人市民税、税制改正によりたばこ税が大きく増えたことにより、前年度と同程度となりました。

### ■個人市民税

個人市民税は、64 億 8,100 万円、前年度に比べ 1 億 700 万円、1.6%のマイナスです。特に所得割の落ち込みが大きく、2009(平成 21)年度からの減少傾向に歯止めがかかっておりません。国税である所得税とは異なり、地方税の個人市民税は、前年度の所得に対して課税されるため、いわゆるリーマンショックの影響は、

図表 7 個人市民税の推移



2010(平成 22)年度に大きく減ることによって表れていますが、2011(平成 23)年度は、その額よりもさらに落ち込む結果となりました。

国立市の所得割は、給与所得者の所得に対する税がほとんどを占めているため、その動向に大きく影響を受けます。市全体の給与所得は、リーマンショック以降、減少しています。退職金の所得も、団塊の世代の退職が進むにつれて、大きく減少しています。今後も同様の傾向が続くことが見込まれています。

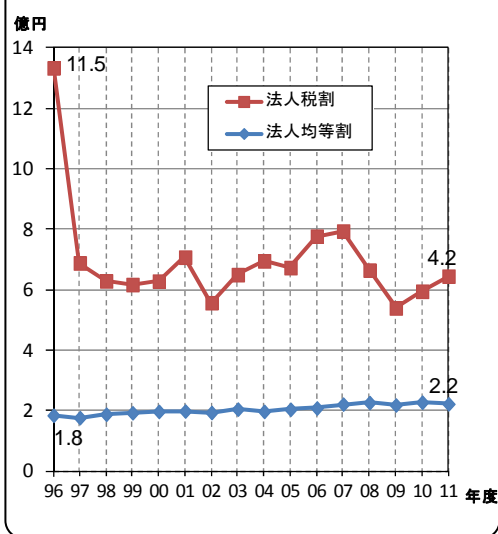
### ■法人市民税

法人市民税は、6 億 4,500 万円、前年度に比べ 5,000 万円、8.4%のプラスです。

リーマンショックや多額納税法人の市外転出により、2008(平成 20)年度、2009(平成 21)年度と大きく落ち込む結果となりましたが、市内の多額納税法人の業績伸長や法人全般の業績回復などの影響により、2010(平成 22)年度、2011(平成 23)年度は回復基調となっています。

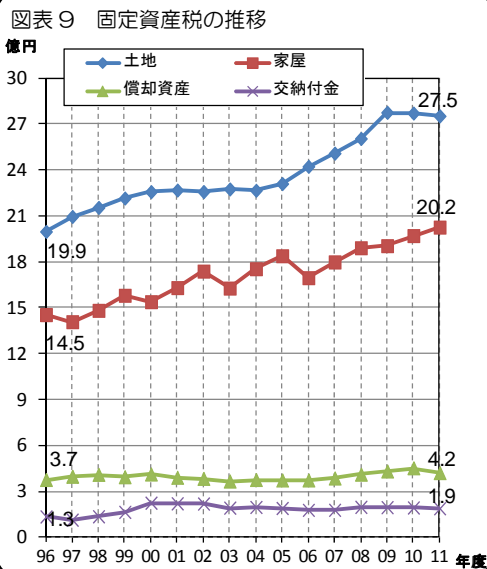
法人市民税は、景気動向に大きく左右される税目であるため、今後の動向を見込むのがきわめて困難です。このトレンドが今後も継続するかどうかは明らかではありません。

図表 8 法人市民税の推移

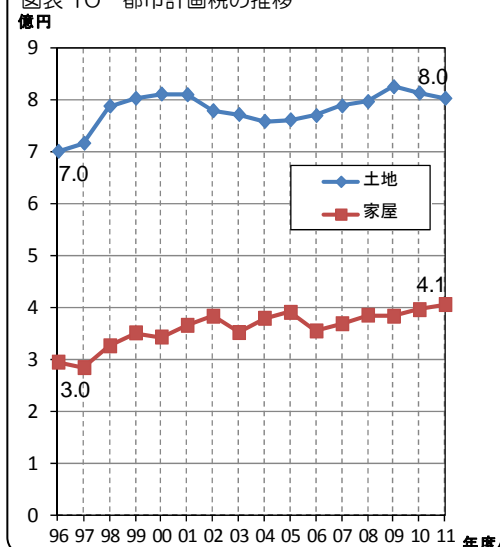


### ■固定資産税・都市計画税

固定資産税は、53 億 7,900 万円、前年度に比べ 100 万円、伸び率なしです。土地については、負担調整措置が頭打ちとなってきている中で、若干の地価下落の影響で微減。家屋については、建て替え、新築分の伸びが減失分より大きかったため微増。償却資産については、新規設備投資により増える資産より減価償却により減る資産の方が多いため、これまでの、過去の課税対象資産の捕捉を積極的に進めることで、前年度より伸びていました。



図表 10 都市計画税の推移



調査が進行したことで、2011(平成 23)年度捕捉分が前年度より少なかったため、減となりました。

都市計画税は、12 億 800 万円で前年度とほぼ同額です。土地については、負担調整措置による伸びがなくなっていることにより減、家屋については、固定資産税と同様に建て替え、新築分の伸びが減失分の減少より大きかったため微増でした。

2012(平成 24)年度以降、税制改正により、課税標準額の 80%を上限としていた住宅用地の負担調整措置を段階的に 100%まで引き上げることとなっています。そのため土地に対する固定資産税、都市計画税は当面下げ止まることが見込まれます。ただ地価の上昇やさらなる制度改正がない場合、長期的にはさらに減少していくこととなります。

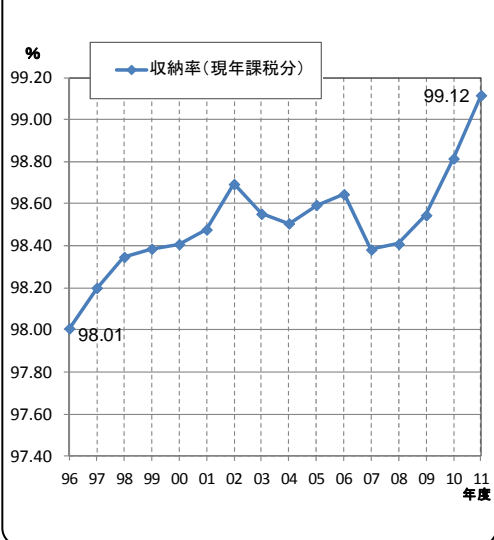
## ■ 収納率

市税の収納率は、2008(平成 20)年度に収納課を創設して以後、毎年度向上しています。現年分(その年度に税額を決めて、納入を求めた分)については、前年度 98.8%から 99.1%に、滞納繰越分(その年度以前に税額を決めて、納入を求めたが、その年度には納入がなく、翌年度以降に引き続き納入を求めた分)については、前年度 42.6%から 47.8%となり、全体では前年度 96.9%から 97.6%となりました。この率は多摩 26 市の中で最も高い率です。

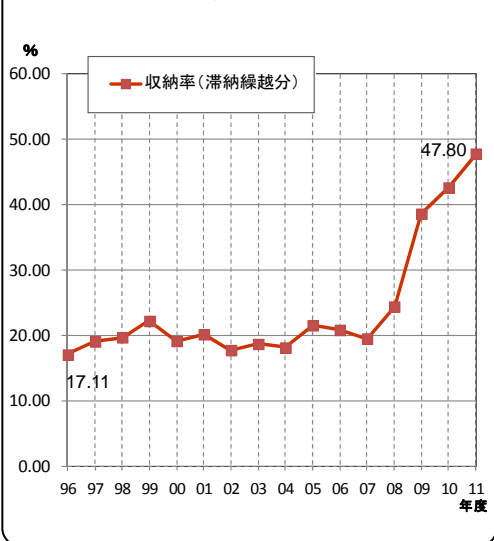
収納率向上の取り組みは、市税収入の確保という面に止まっていません。東京都市町村総合交付金経営努力割の増や、国民健康保険特別会計で、国民健康保険税の収納率が向上したことについて、良好保険者として評価され、交付を受けることができた東京都特別調整交付金等の増などにもつながっています。制度としての賛否はありますが、特別調整交付金等の増は、医療給付費のうち、制度としては国民健康保険税で賄うこととなっていますが、それだけでは賄いきれないために、市の一般会計からの補てんによって賄っている、いわゆる赤字繰出額を減らすことにつながっています。

ただ、特別調整交付金等は、毎年度変化する一時的な収入であるため、今後も常に交付されるものではありません。依然として、国民健康保険特別会計への赤字繰出は市の大きな問題の一つです。

図表 11 収納率(現年)の推移



図表 12 収納率(滞繰)の推移





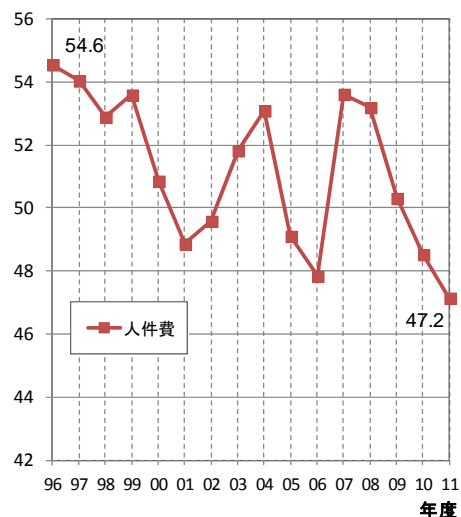
## 歳出

## ■歳出総額

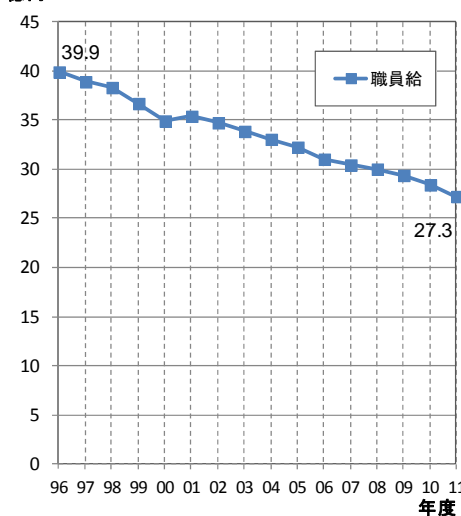
総額は253億6,400万円で、前年度に比べ6,200万円のマイナスです。2010(平成22)年度に小中学校耐震改修工事が終了したことにより、投資的経費が大きく減った一方で、子ども手当や生活保護費等の扶助費が大きく伸びた結果、総額ではほとんど変わらない額となりました。

歳出の分類では「性質別分類」と「目的別分類」があります。「性質別分類」は人件費や扶助費といったように、経費の横断的な分類のこと、「目的別分類」は議会費や教育費といったように、行政目的に応じた分類のことです。それぞれの増減を見ていきます。

図表 13 人件費の推移  
億円



図表 14 職員給の推移  
億円



## ■性質別分類

## □義務的経費

人件費は、職員、嘱託員、議員、委員などに対する給与や報酬、共済組合等負担金などのことを言います。2011(平成23)年度は、地方議会議員年金制度が廃止されたことに伴い、制度廃止前、廃止時に議員である人に対する精算のために、共済組合等負担金が9,800万円プラスとなった一方で、退職者数の減により退職手当が1億7,200万円減り、4億900万円となったこと等に伴い、2.8%、1億3,800万円のマイナスの47億1,600万円です。

職員給は、3.2%、9,200万円マイナスの27億5,300万円です。昨年の4月1日から適用された、0.24%の給料のマイナス改定が影響しています。

扶助費は、生活保護費、障害者自立支援給付費、子ども手当など、生活をサポートする費用のことです。前年度に比べ、総額で5.0%、3億2,700万円のプラスの69億600万円です。2009(平成21)年度から2010(平成22)年度では、子ども手当制度の本格実施の影響もあり、24.1%という大幅な伸びとなりましたが、それと比べると、伸びは鈍化しています。

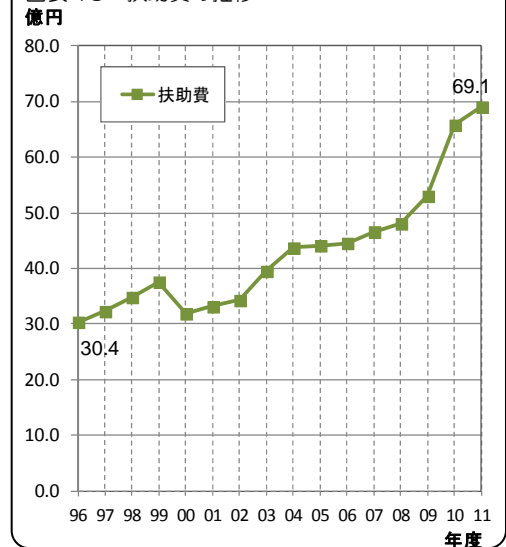
扶助費は、生活保護費、障害者に対する扶助費を中心とした社会福祉費、高齢者に対する扶助費の高齢者福祉費、子どもに対する扶助費の児童福祉費などに分類されます。

生活保護費の扶助費は、国全体の動向と同じように、国立市も伸びています。年度末時点では、受給世帯数が対前年度 10.2%プラスの 700 世帯、受給者数が同 8.8%プラスの 881 人、生活保護費が同 6.6%プラスの 15 億 9,000 万円です。

生活保護費のうち、最も大きな額を占めるのは医療扶助（医療費に対する扶助）です。医療扶助は、保護を受けられている方の状況の変化により増減し、受給者数や世帯数の増減のみによって増減するものではありません。そのため、受給者数や世帯数の伸び率と生活保護費の伸び率は同じにはなりません。

以前より社会における生活保護の捕捉率の低さは指摘されてきました。高齢化のますますの進展もあり、今後も生活保護費は伸びていくことが見込まれています。

図表 15 扶助費の推移

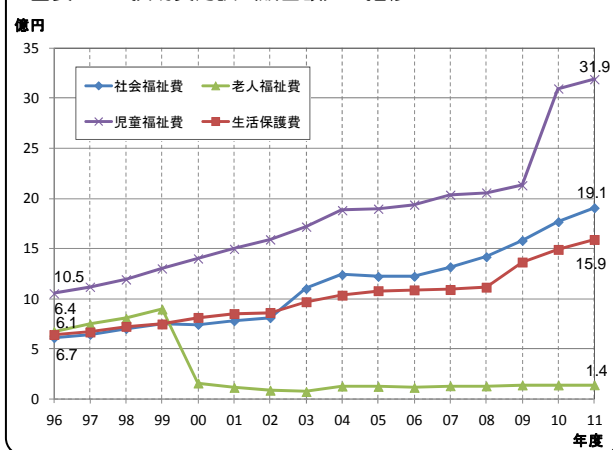


社会福祉費の扶助費は、現金給付である福祉手当やサービス給付である障害者自立支援給付費など、障害者に対する扶助が中心の経費です。ほかに都支出金（国基金原資）によって全額賄われていますが、離職者等に家賃を支給する住宅手当緊急特別措置事業などがあります。

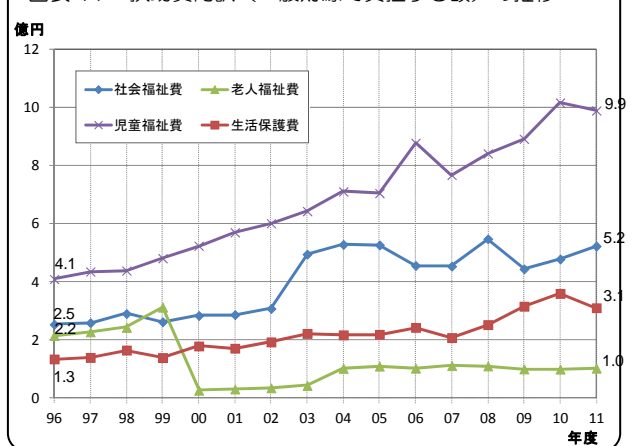
総額は対前年度 7.9%、1 億 3,900 万円プラスの 19 億 700 万円です。表が示すとおり、この間右肩上がりです。障害者数も前年度に比べ、4.7%、131 人プラスの 2,891 人です。対象者、サービス支給量の増加により、額が伸びています。

国立市は、身体障害者のうち、重度の方が半分以上を占める、全国的に見ても圧倒的に重度者が多い自治体です。障害者自立支援給付費の中では、訪問系サービスが最も大きな割合を占めていますが、そのうち重度者に対する訪問介護サービスである、重度訪問介護の額が大きな割合を占めています。人口に対する重度訪問介護支給決定者数は、多摩 26 市の中で 1 位、全国の中でもトップか、トップに近い位置にあります。

図表 16 扶助費内訳（歳出額）の推移



図表 17 扶助費内訳（一般財源で負担する額）の推移

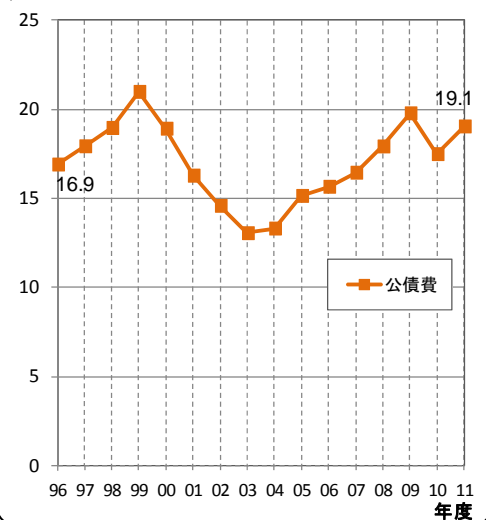


**児童福祉費の扶助費**は、子ども手当などの現金給付に加え、保育所運営委託料や公立保育園の運営経費が中心の経費です。総額は対前年度 3.0%、9,400 万円プラスの 31 億 8,900 万円です。増となった主な要因は、前年度、旧児童手当 2 ヶ月分、子ども手当 10 ヶ月分だった、子どもに対する現金給付が、額のより大きい子ども手当 12 ヶ月分となったことです。

社会問題化している待機児童数は、2012(平成 24)年 4 月 1 日現在で、旧定義（認可保育園入所者以外をすべて待機児とする）で 119 人、新定義（認可保育園入所者、認証保育所等入所者以外を待機児とする）で 44 人です。

現在市は、施設の耐震老朽対応事業に保育所施設整備費補助金を交付し、私立保育園の園舎の建て替え、耐震改修工事及び保育園の新設を行っています。このことにより、既存施設の定員増や、保育園の新設に伴う市内全体の定員増を図り、待機児童を解消する対策を進めています。その効果が明確に表れるのは 2013 年(平成 25)年度以降となります。市内全体の定員が増えることにより、児童福祉費は今後さらに伸びていくことが見込まれます。

図表 18 公債費の推移  
億円



**公債費**は、過去に市が借りた借金の元利償還金です。前年度に比べ、8.9%、1 億 5,600 万円プラスの 19 億 500 万円となりました。複合公共施設建設用地とする目的で 1992(平成 4)～1996(平成 8)年度に起債し、取得した旭通り沿いの用地（あさひふれあい広場）の市債を 1 億 1,100 万円繰上償還したためです。

市は積極的に保育園の耐震改修事業を進めています。が、昨年度、旭通り沿いの私立保育園の耐震化工事中の仮園舎用地として、この旭通り沿いの用地の活用が必要となりました。

ただ地方自治体は法律に基づかず、自由に借金をす

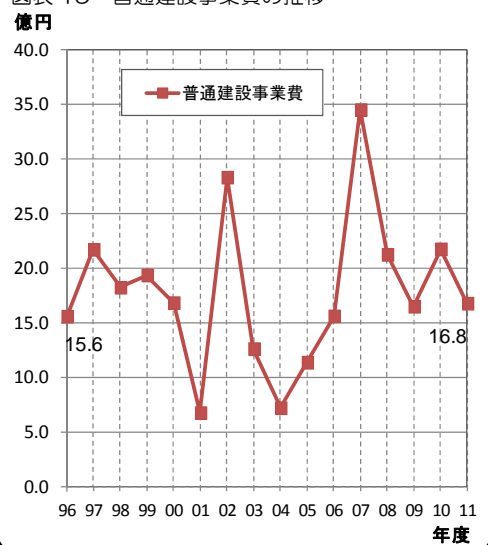
ることができず、当初の起債目的とは異なる目的で、用地・建物などを活用する場合は、義務として繰上償還をしなければなりません。そのため借入先である東京都に申請し、義務的繰上償還をさせてもらい、仮園舎用地としての活用を行いました。その分、前年度より公債費が多い結果となっています。

□投資的経費

**普通建設事業費**は、学校の耐震改修工事や道路整備事業などの経費のことです。前年度に比べ、22.8%、4 億 9,700 万円マイナスの 16 億 7,900 万円です。

前年度より始まった都市計画道路 3・4・10 号線整備事業の用地買収の本格化、中学校エアコン整備事業、く

図表 19 普通建設事業費の推移  
億円

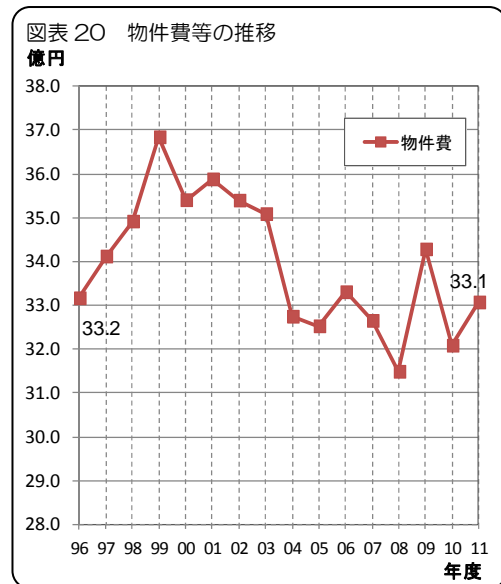


にたち中央図書館空調設備改修工事など、2011(平成 23)年度に新たな事業を行った一方で、全ての小中学校の耐震化工事が 2010(平成 22)年度末をもって終了したことによる、小中学校校舎・体育館耐震大規模改修事業のマイナス、単年度事業であった土地開発公社保有土地(旧国立駅舎保管用地・谷保第二土地区画整理事業地内用地)の買い戻し事業のマイナスなどの影響が大きく、総額でも大きくマイナスとなりました。

普通建設事業費は、国や都の補助金の動向、事業が必要な時期などに影響を受けるため、規模が年度によって大きく異なります。

## □その他の経費

その他の経費の分類では、事業の委託料、施設の維持管理委託料や光熱水費、通信運搬費などの物件費、補助金や講師謝礼などの補助費等、基金に貯金する積立金、特別会計への支出の繰出金などがあります。



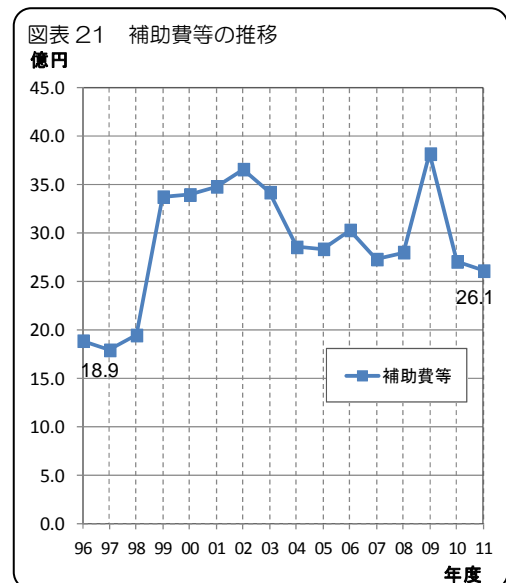
物件費は、事業を推進するために、国が経費の 9 割の 1/2 (経費の 45%) を区市町村に助成する制度を設けた、子宮頸がん等ワクチン(子宮頸がん予防 (HPV) ワクチン、ヒブ(インフルエンザ菌 b 型) ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン)接種事業の実施などにより、3.1%、9,800 万円プラスの 33 億 700 万円となりました。

補助費等は、3.5%、9,400 万円マイナスの 26 億 1,300 万円です。

国立市は、2008(平成 20 年)年度に「企業誘致促進条例」を制定し、指定ランクに応じて、誘致指定企業に、前年度納入した固定資産税・都市計画税相当額の補助金(最大 80%・最長 5 年間)を「まちづくり協力金」として助成する制度を設けました。この制度に基づいて、2011(平成 23)年度に、初めて総額 4,200 万円の協力金を支出しています。

一方で、稲城市、狛江市、府中市、国立市で構成する、ごみの焼却処理を行うための一部事務組合「多摩川衛生組合」の負担金が、施設建設費の元利償還が進んだことにより、1 億 2,900 万円マイナスと、大きく減少したため、補助費等全体ではマイナスとなりました。

また、以前遺贈された土地の売却額を、故人の遺志に基づいて高齢者施策に充てるために高齢者福祉基金に、谷保第二土地区画整理事業地内用地の売却額を、



公共施設整備基金に積み立て（貯金）したため、**積立金**が9.6%、2,200万円プラスの2億5,100万円となりました。

谷保第二土地区画整理事業地内用地は、土地開発公社で1994(平成6)年度に購入した土地で、簿価が6,600万円だったため、2010(平成22)年度に同額で買い戻しました。2011(平成23)年度の売却額は2,400万円だったため、差し引き4,200万円の損切りを行った計算となります。



国立市の最も大きな問題である**繰出金**は、変わらず伸びており、1.2%、4,500万円プラスの38億2,600万円です。特別会計は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計です。下水道事業特別会計以外は変わらず伸びています。

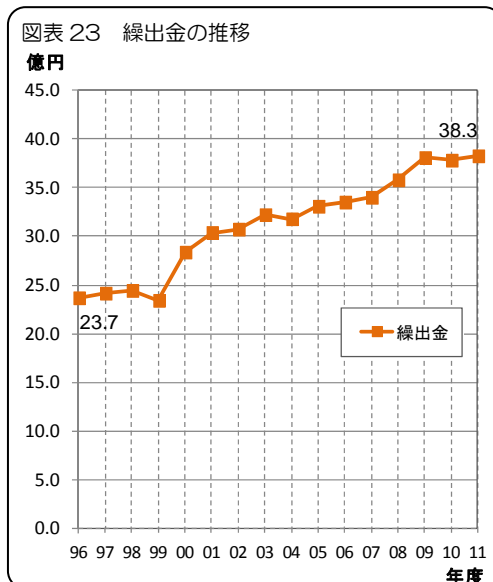
国民健康保険特別会計は、保険税の収納率向上、前述の徴収努力に対して国や都からの臨時的な収入である特別調整交付金等が増えたことにより、給付費が伸びているにも関わらず、本来保険税収入で賄うべきですが、それでは足りないために、一般会計からの繰出

金で補てんしている額（「赤字繰出額」）の伸びが抑制されています。ただ赤字繰出額は依然として大きく、8億7,000万円あります。

介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金は、給付費の伸びに応じて、変わらず伸びています。

下水道事業特別会計への繰出金は、多くが下水道建設時の市債の元利償還金です。国立市の下水道管は雨水も汚水も一緒に流す合流管です。雨水分は自然現象であるため、一般会計からの繰出金で賄うこととなっており、雨水分の元利償還金が重い負担となっています。市債の項で見ると、償還が進んできたことにより、繰出金も減少基調にあります。

ただ、下水道事業も国民健康保険特別会計と同様に、依然として赤字繰出しの問題があります。汚水分の元利償還金は本来使用料収入で賄うべきとされていますが、それでは足りないために一般会計からの繰出金で補てんしています。2011(平成23)年度も1億6,000万円ありました。





## ■ 目的別分類

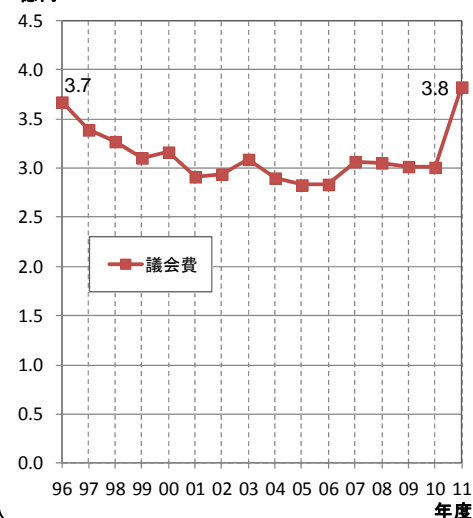
**議会費**は、議員定数が24人から22人へと減ったことに伴い、議員報酬及び議員期末手当がマイナスとなった一方で、地方議会議員年金制度が廃止されたことに伴い、議員共済会給付費負担金が1億200万円プラスとなったため、27.2%、8,200万円プラスの3億8,300万円となりました。

**総務費**は、10.4%、2億7,400万円マイナスの23億4,900万円です。新南区公会堂内装等工事負担金、矢川駅跨線橋改修事業負担金、住民基本台帳ネットワークシステム再構築支援委託料などの新たな事業を行った一方で、退職者数の減により退職手当が2億4,800万円マイナスとなったこと、単年度事業であった谷保第二土地区画整理事業地内用地買収費がマイナスとなったことの影響が大きく、総額でも大きくマイナスとなりました。

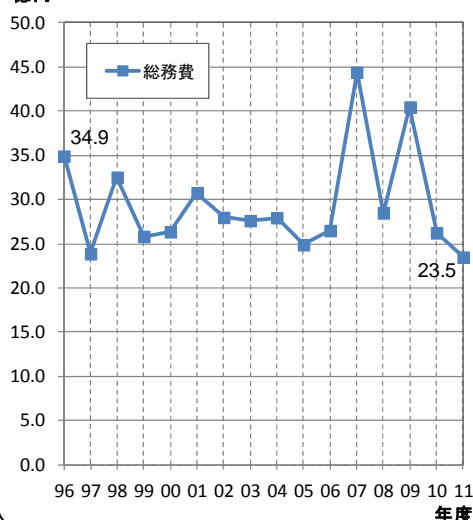
**民生費**は、2.0%、2億2,300万円プラスの114億8,100万円となりました。単年度事業であった矢川駅バリアフリー化事業補助金、矢川駅エレベーター及び跨線橋整備工事負担金がマイナスとなった一方で、子ども手当の支給が通年化したこと、障害福祉サービス費及び生活保護費が増加したこと等により、総額ではプラスとなりました。昨年度よりも伸びが鈍化したとはいえ、生活保護費、障害者自立支援給付費は依然として高い伸びを示しています。歳出全体に占める民生費の割合は45.3%となっており、大きな部分を占めていますが、今後も伸びていくことが見込まれます。

**衛生費**は、4.8%、1億300万円マイナスの20億3,400万円です。子宮頸がん等ワクチン接種事業の実施に伴い予防接種委託料が7,100万円のプラスとなった一方、施設建設費の元利償還が進んだことに伴って、多摩川衛生組合負担金が1億2,900万円マイナスと大きく減少したことにより、衛生費全体ではマイナスとなりました。

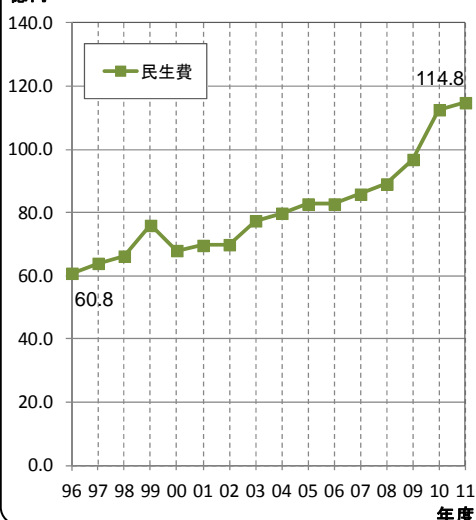
図表 24 議会費の推移  
億円



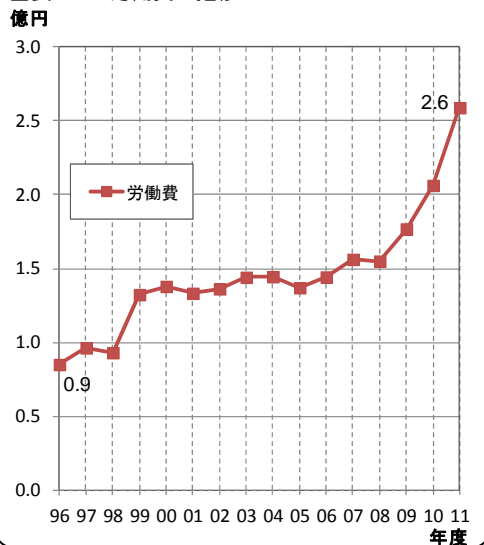
図表 25 総務費の推移  
億円



図表 26 民生費の推移  
億円



図表 27 労働費の推移



労働費は、東京都の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、学校図書データベース化事業、学校ICT支援員配置事業、固定資産地番図及び家屋図数値化事業等を行ったことにより、25.7%、5,300万円プラスの2億5,900万円となりました。

商工費は26.3%、4,400万円プラスの2億1,100万円となりました。国立市は企業誘致促進事業を行っており、誘致企業等にまちづくり協力金等を助成していますが、この支払いが2011(平成23)年度から始まったことによります。

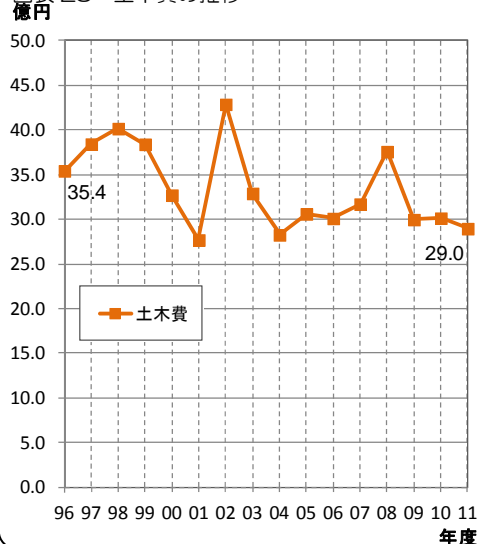
土木費は、3.9%、1億1,700万円マイナスの28億9,600万円です。都市計画道路3・4・10号線用地買収費や南部地域道路新設改良工事等がプラスとなった一方、昨年度実施した旧国立駅舎保管用地買収費のマイナス、中央線連続立体交差事業負担金のマイナス等により、総額でもマイナスとなりました。

消防費は、昨年度実施したJ-アラート設置工事がマイナスとなった一方、東日本大震災を受け家具転倒防止器具助成事業が拡充されたこと等により、2.3%、2,400万円プラスの10億7,500万円となりました。

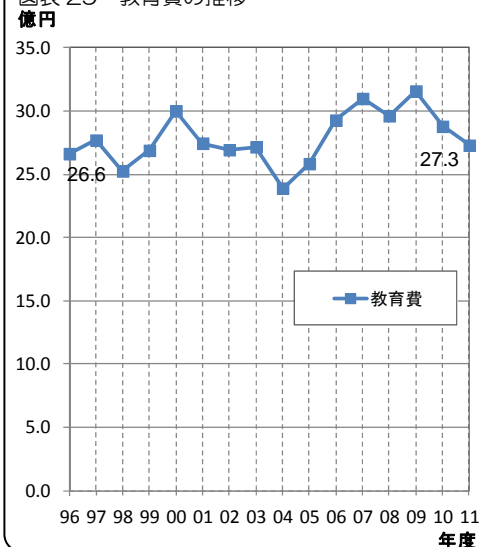
教育費は、5.2%、1億5,000万円マイナスの27億3,000万円です。中学校エアコン設置工事、中央図書館空調設備改修工事等の大規模工事がありました。小中学校の耐震・大規模改修工事が2010(平成22)年度で終わったことによるマイナスが大きかったことによります。

公債費は、学校の耐震化等の大規模事業が重なったこと及び臨時財政対策債の発行が続いていること等から、元金償還額が昨年度に比べプラスになったことに加え、性質別経費で記したとおり複合公共施設用地分の起債を繰上償還したことにより、8.9%、1億5,600万円増の19億500万円となりました。

図表 28 土木費の推移



図表 29 教育費の推移



# 基金

## ■基金

基金は、主に資金を積み立てて活用する基金（「積立基金」）と定額の資金を運用するために設けられた基金（「定額運用基金」）の二つに分類されます。積立基金はさらに、年度間の収支を調整するために用いられ、目的を問わずに使うことができる「財政調整基金」と、特定の目的のために用いられる「特定目的基金」に分類されます。

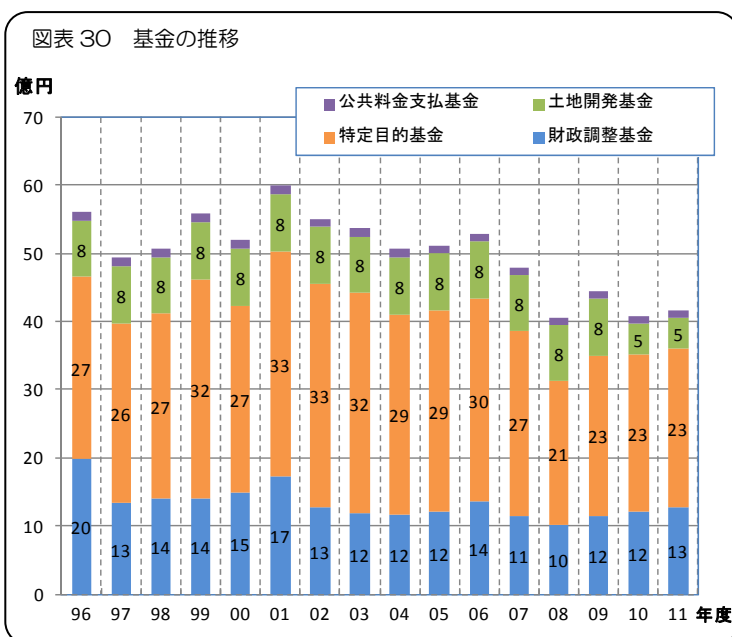
2011(平成 23)年度の基金全体の増減では、積み立てが2億5,100万円、取り崩しが1億6,200万円で、差し引き8,900万円増えています。

財政調整基金は積み立てが7,100万円、取り崩しが0円、特定目的基金は積み立てが1億8,000万円、取り崩しが1億6,200万円です。その結果、2011(平成 23)年度末残高は、財政調整基金が12億7,500万円、特定目的基金が23億2,100万円となりました。

特定目的基金の積み立てでは、毎年度ある、利子収入や財政協力金などの積み立てを行ったほか、単年度事業として、遺贈された土地の売却額を高齢者福祉基金へ、土地区画整理事業地内用地を売却した額の、公共施設整備基金への積み立てを行いました。

また、2009(平成 21)年度に国から交付された、地域活性化・公共投資臨時交付金を一時的に公共施設整備基金に積み立てていましたが、2011(平成 23)年度、該当事業の財源に充てるために全て活用いたしました。

図表 30 基金の推移



## ■基金は小遣い帳のイメージで

基金が増える場合は歳出予算「基金費」の「積立金」に、減る場合は歳入予算「繰入金」の「〇〇基金繰入金」に計上され、それぞれの行為を、「積み立て」、「取り崩し」と言います。

小遣い帳の記入と同じイメージで考えるとわかりやすいです。小遣い帳はお財布に入っているお金を管理するものなので、お財布から銀行口座に預金する場合は支出に、銀行口座から引き出して、お財布にお金を入れる場合は収入に記入すると思います。自治体会計もそれと同じことです。

歳出の「積立金」が多ければ多いほど貯金が増えることになり、歳入の「繰入金」が多ければ多いほど、貯金が減ることになります。



## 市 債

## ■市債

2011(平成 23)年度の一般会計の借入額は 8 億 9,640 万円、元金償還額は 16 億 7,766 万円、利子支払い額は 2 億 2,700 万円です。元金償還額と借入額の差引 7 億 8,100 万円程残高が減り、残高は 2010(平成 22)年度末残高 158 億 2,796 万円から 2011(平成 23)年度末残高 150 億 4,670 万円に減りました。

借入は、財源不足を補うための臨時財政対策債 5 億 4,000 万円、歳入の市債の項目で記した事業債 3 億 5,600 万円です。

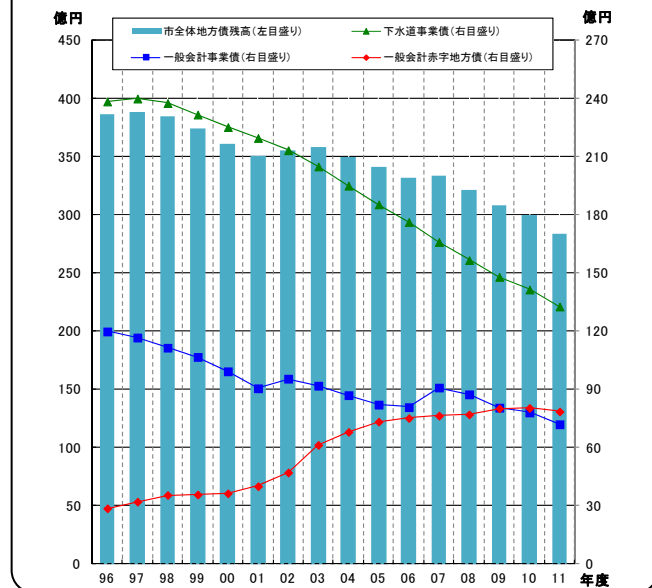
償還は、性質別経費の公債費の項目で記したとおり、複合公共施設建設用地と

する目的で起債して取得した旭通り沿いの用地の市債を、1 億 1,100 万円、義務的に繰上償還したため、例年よりも元金償還額が多くなっています。

下水道事業会計では、借入額が 2 億 6,570 万円、元金償還額は 11 億 3,876 万円、利子支払い額は 5 億 8,391 万円です。元金償還額と借入額の差引で 8 億 7,300 万円残高が減り、2010(平成 22)年度末残高 141 億 3,554 万円から 2011(平成 23)年度末残高 132 億 6,248 万円に減りました。

一般会計と下水道事業特別会計を合わせると、市全体の市債残高は、2010(平成 22)年度末残高 299 億 6,350 万円から 2011(平成 23)年度末残高 283 億 918 万円になりました。

図表 31 市債残高の推移



## ■市債も小遣い帳のイメージで

市債は、借り入れる場合に歳入「市債」の「〇〇事業債」に、借金を返済する場合に歳出「公債費」の「償還金、利子及び割引料」に計上され、それぞれの行為を、「借入」、「償還」と言います。歳入でいくら借り入れたのか、歳出でいくら元金を償還したのか、の差引で、借金残高は増減することになります。

借金を小遣い帳に記入することはあまりないかも知れませんが、市債も基金と同様に小遣い帳と同じイメージで考えるとわかりやすいです。小遣い帳はお財布に入っているお金を管理するものなので、借金をして、お財布にお金を入れる場合は収入に記入し、お財布から借金返済のために元利償還金を支払う場合は支出に記入すると思います。自治体会計も同様です。

市債は、土地や施設などの資産の負担を、世代間で公平に分けるという意味があるため、単純に減らせばよいというものではありません。事業に見合う形で計画的に活用していく必要があります。

## 財政に関する指標

### ■経常収支比率

経常収支比率は、地方自治体の財政の弾力性を示す指標として用いられている指標です。この値は、現在2つの表し方があります。1つは赤字地方債を分母（収入）に加えた数値、1つは加えない数値です。公式な数値としては、2000(平成12)年度までは加えない数値を、2001(平成13)年度以降は加えた数値を用いています。これは2001(平成13)年度の普通交付税制度の改正において、国の地方交付税特別会計が借りて地方の財源不足分を補てんする方式から、地方自治体が臨時財政対策債を直接借りて補てんする方式に切り替わったことによるものです。ここでは、数値の継続性を見るために、それぞれの方式での数値の表としています。

#### ■経常収支比率の算出式

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源（経常的な歳出で、一般財源を充てる必要のある経費）}}{\text{経常一般財源総額（経常的な歳入で、税など一般財源として整理される額）}}$$

##### ①赤字地方債を経常一般財源と扱う場合

⇒ 経常経費充当一般財源等 ÷ (経常一般財源 + 減税補てん債 + 臨時財政対策債)

##### ②赤字地方債を経常一般財源と扱わない場合

⇒ 経常経費充当一般財源等 ÷ 経常一般財源

分子は歳出、分母は歳入の項目です。

分子にあたる「経常経費充当一般財源等」とは、支出している額のうち、経常にかかる費用で、市税などの「経常一般財源」で負担するべき額です。例えば、生活保護費の場合、法律で支出額の3/4(75%)は国が負担し、残りの1/4(25%)を市が負担するルールとなっています。仮に支出額が1億円だったとすると、7,500万円が国から負担金として市の歳入に入るので、残りの2,500万円を市税などの一般財源が負担します。この2,500万円が「経常経費充当一般財源等」となります。

2011(平成23)年度決算の国立市の経常収支比率は、①の場合で95.3%、②の場合で98.8%と、前年度に比べてそれぞれマイナス1.1ポイント、マイナス2.2ポイント改善されています。

改善された理由は、分母である歳入面では、法人市民税、たばこ税の増が個人市民税の減を埋め、収納課の努力による収納率向上の影響もあり、市税収入全体では前年度と同程度であった点、普通交付税が大きく伸びた点があります。分子である歳出面では、給与構造改革による職員給の減や年度ごとに異なる退職手当が減ったことにより、人件費が減った点、施設建設時の負債に対する元利償還が進んだために一部事務組合に対する補助費等が大きく減った点があります。

指数が改善された理由としては、経常収支比率の算出方法の解釈を変え、生活保護費に係る経常経費充当一般財源等の計算方法を変更した影響もあります。

生活保護費の国と地方の負担割合のルールでは、支出額が1億円だった場合、7,500万円が国から交付され、2,500万円を市の一般財源で負担します。ただ国からの交付は見込みで交付されるため、決算の時点で8,000万円交付されてしまっていることがありま

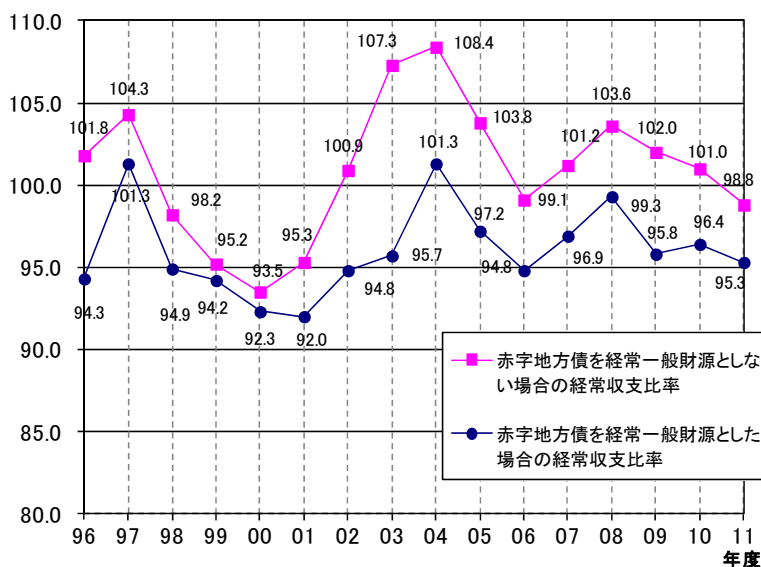
す。この場合、決算時点の現金だけを考えると、国の負担割合が80%、8,000万円で、市は20%、2,000万円ということになり、ルールと比べ、国が500万円多く負担したことになります。この場合、多く交付された500万円(8,000万円-7,500万円)は、翌年度に国に返還する必要があるため、これまでの経常収支比率の算出では、経常経費一般財源等を、ルールで決められた負担割合に基づき、2,500万円として計算していました。

2011(平成23)年度決算からは、この計算について、現金の動きである2,000万円を経常経費一般財源等とすることとなりました。この解釈に基づくと、上記の例では例年よりも500万円分、分子が小さくなることになり、経常収支比率が好転する結果になります。2011(平成23)年度は、国の生活保護費負担金がルールよりも4,000万円程多く交付されました。分母が150億円程度であるため、0.27ポイント程、指数を下げることにつながっています。

また、国立市は市債残高、交付税制度を検討して、臨時財政対策債を発行することができる額の満額の借入れを行っていません。2011(平成23)年度の発行可能額は8億5,600万円でしたが、実際の借入額は5億4,000万円にとどめています。仮に3億1,600万円追加で借入を行った場合、①の方式で計算すると、経常収支比率は2%程度改善されることになります。95.3%から93.3%程度になり、比率自体は改善されることにはなりますが、起債は後年度に元利償還金が必要となるため、現在の国立市の状況を踏まえて、見た目上で改善される方策をとらずに、借入額を抑制することを選択しています。

このように①の方式での数値は、臨時財政対策債の借入額によって左右されるものであるため、②の方式での数値を重視して財政運営を行っています。

図表 32 経常収支比率の推移



## ■基礎的財政収支（プライマリーバランス）

基礎的財政収支は起債額以外の歳入から公債費以外の歳出を控除して求められるもので、地方債の適切な管理を表わす指数です。プラスの場合は、市債残高が減っているか、財政調整基金が増えているか、マイナスの場合は、市債残高が増えているか、財政調整基金が減っているか、どちらかとなっています。

国立市は、財務諸表作成基準のひとつである総務省方式改訂モデルで作成しています。基金や繰越金を考慮した数値です。

### ■基礎的財政収支の計算式

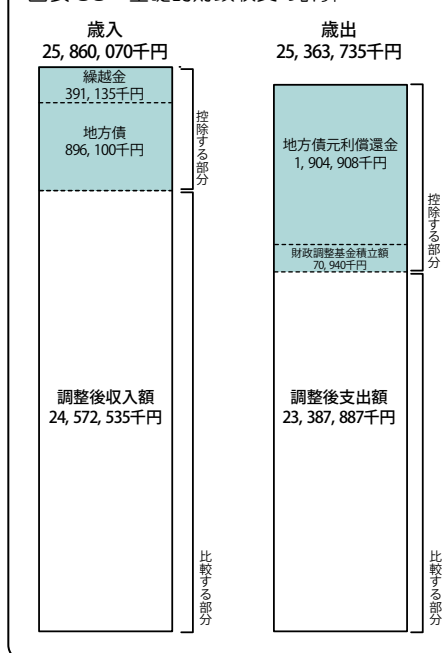
$$\{ \text{歳入} - (\text{地方債} + \text{繰越金} + \text{基金取崩額}) \} \\ - \{ \text{歳出} - (\text{公債費} + \text{基金積立額}) \}$$

2011(平成23)年度は、歳入、歳出の項目で見てきたように、市税が前年度とほぼ同額あり、普通交付税が前年度より交付された一方で、扶助費や繰出金等が当初想定していたほどには伸びなかった影響もあり、臨時財政対策債の起債額を抑制することができました。また義務的繰上償還もあったことから、地方債償還額も多くありました。そのため、前年度よりもプラス幅が大きくなっています。

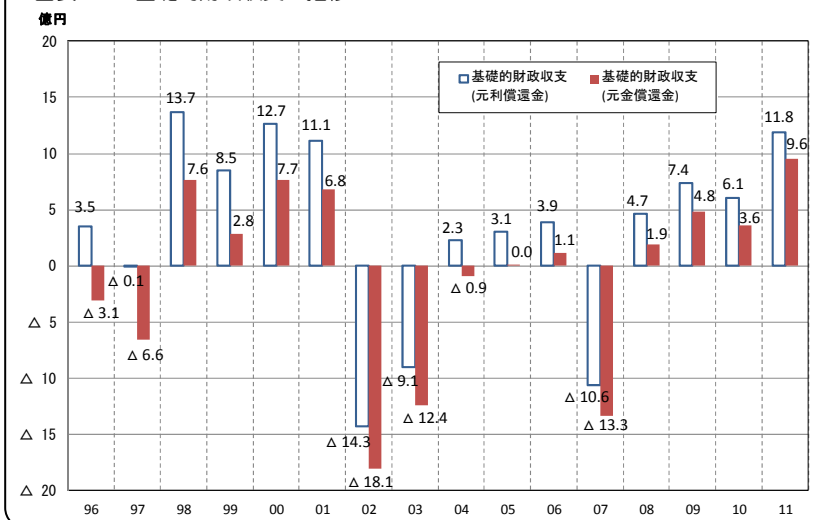
景気対策が主要な政策の柱である国の基礎的財政収支では、対GDP比が重要な基準となり、財政の中長期的な持続可能性を考える要素となります。金利と成長率が一定である場合、対GDP比も一定となるため、金利動向、成長率との見合いの中で国債発行額が決められることになります。

ただ地方自治体は、景気対策を主要な政策とはせず、地方債を発行する要件も国の法律によって規定されているため、自由に発行額を決められる制度とはなっていません。また市町村レベルの基礎的財政収支は、大きな事業債の起債により、簡単にマイナスとなります。地方債を活用して事業を行うことは世代間の負担の公平を図るという点からも必要なことであるため、単年度のマイナスは問題ではありません。適切に事業を管理し、債務残高が増加していかないように、長期的な観点から維持することが重要です。

図表 33 基礎的財政収支の計算



図表 34 基礎的財政収支の推移



## 健全化判断比率等

### ■地方公共団体の財政の健全化に関する法律（健全化法）とは

#### □経緯

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（「健全化法」）が2009（平成21）年4月に全面施行されました。

健全化法は、地方公共団体の財政の健全化に資すること、言い換えると北海道夕張市のような財政破綻を未然に防ぐことを目的としています。

夕張市の場合は、ある日突然財政破綻が発覚しました。巨額な負債を返済するために、学校の統廃合や病院の縮小といった行政サービスの整理縮小、その一方で税率の見直しによる市税の増といった住民負担の増が決められました。このような事態を防ぐには何が必要だったのでしょうか。「旧再建制度の課題」に答える形で、財政健全化法の仕組みができあがっています。

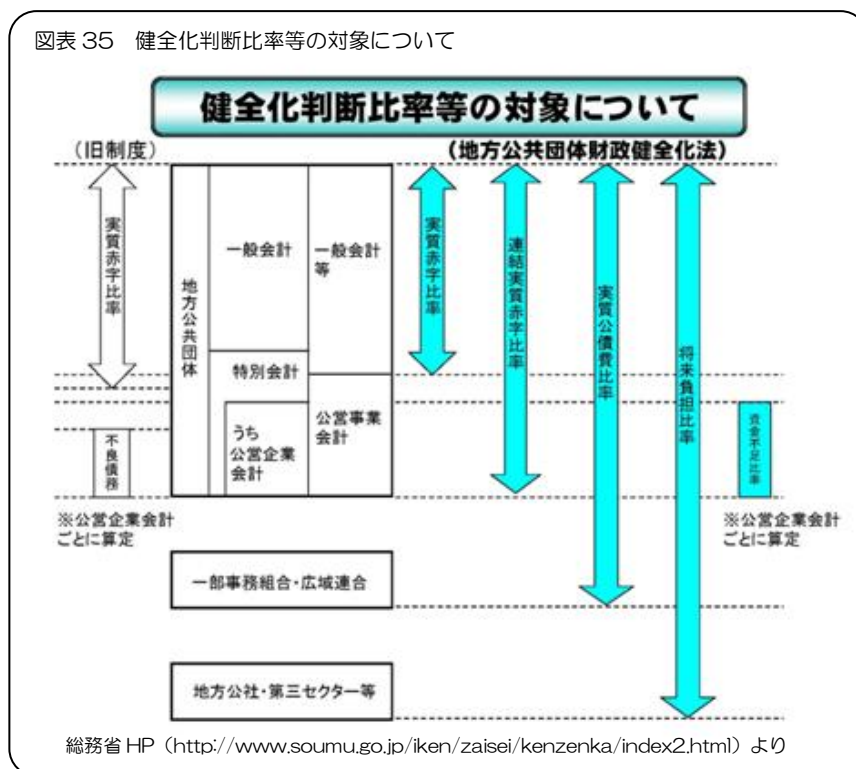
#### □健全化法の概要

旧再建制度の課題として、分かりやすい財政情報の開示等が不十分であること、再建団体の基準しがなく早期是正機能がないこと、ストック（負債等）の指標がないこと、公営企業にも早期是正機能がないことなどが挙げられていました。

これらの課題を受け、健全化法では、健全化判断比率・資金不足比率という指標を用いることとしました。この中にはストックの指標である将来負担比率や公営企業の指標である資金不足比率という新しい指標も含まれています。そして、毎年度これらの指標を監査、議会、都道府県、国へと報告するといった過程で市民に情報を開示する仕組みが作られました。

また、財政再生基準の前段階として早期健全化基準を設け、自主的な改善努力による財政の早期健全化を促す仕組みが作られました。先ほどの指標がある一定限度を超えると早期健全化団体（イエローカード）となり、自主的な財政再生を行うこととなります。指標がそれより悪化し、ある一定限度を超えると財政再

図表 35 健全化判断比率等の対象について



建団体（レッドカード）となり、国等の関与による財政再建が行われるという仕組みになりました。総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html>）に詳しい制度の説明があるため、ご参照してください。

## ■2011(平成 23)年度健全化判断比率及び資金不足比率

国立市の 2011(平成 23)年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は下記のとおりです。国立市はいずれの指標も早期健全化基準・経営健全化基準を下回っています。

### ○健全化判断比率

(単位：%)	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
国立市の指数	—	—	3.9	15.7
早期健全化基準	12.77	17.77	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

### ○資金不足比率

(単位：%)	資金不足比率
国立市の指数	—
経営健全化基準	20.00
財政再生基準	

※「—」は、数値がないことを表しています。

## ■各指標の分析

健全化判断比率・資金不足比率は、財政の健全化を示す指標の一つではありますが、これらが一定の基準を下回っていれば、財政運営に全く問題がないかというと、そういうわけではありません。これらの指標を分析し、将来の財政運営を適切に行っていく必要があります。

下記では、指標ごとに、指標の意味するところ、指標の推移や増減理由、今後の見通しを見てみたいと思います。

### □実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等の赤字の程度を指標化したもので、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。一般会計等の実質赤字額を標準財政規模で割って算出します。

### ○実質赤字比率の推移

(単位：%)	2007 (平成 19)	2008 (平成 20)	2009 (平成 21)	2010 (平成 22)	2011 (平成 23)
実質赤字比率	—	—	—	—	—

国立市の場合、一般会計等に該当するのは一般会計だけです。平成 23 年度は、国立市の一般会計

に赤字がありませんでしたので、「－」と表示されます。平成 19 年度以降ずっと「－」です。

実際には、財政調整基金（貯金）の取り崩しや臨時財政対策債の発行（借金）を行うことにより、一般会計が赤字決算とならないようにしています。逆に言うと、一般会計の決算が赤字になるということは、取り崩す貯金がなくなっており、借金もできない状態であると言えます。

国立市は収支の不均衡を臨時財政対策債の発行により解消しています。つまり、後年度へ負担を先送りしている状態にあります。単年度の赤字を借金や基金取崩し等により解消する状態が続くと、いずれ実質収支が赤字となってしまいます。

財政健全化への取り組みは、財政が破綻してから行うのでは遅いので、常日頃からの弛まぬ努力が不可欠です。実質赤字比率はこれまでも「－」を維持してきましたが、これからも「－」を維持し続けなければなりません。

## □資金不足比率

資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。実質赤字比率と似た概念の指標です。

### ○資金不足比率の推移

(単位：%)	2007 (平成 19)	2008 (平成 20)	2009 (平成 21)	2010 (平成 22)	2011 (平成 23)
資金不足比率	－	－	－	－	－

国立市の場合、下水道事業特別会計が公営企業に該当しますが、下水道事業特別会計でも資金不足、つまり赤字はなかったため「－」と表示されます。平成 19 年度以降ずっと「－」です。

資金不足比率だけを見ると、指数上は問題がないように見えますが、課題がないわけではありません。本来は下水道使用料で賄わなければならない部分を一般会計が赤字繰出しを行うことにより補てんし、黒字を保っている状況にあるということです。独立採算の原則からも使用料の適正化を

### ■標準財政規模：自治体の規模を測るものさし

健全化判断比率の 4 指標全ての分母で用いられる標準財政規模ですが、地方公共団体が標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、地方税や普通交付税、臨時財政対策債発行可能額などを合計したものです。

例えば、大都市である横浜市にとっての 1 億円の赤字と、国立市にとっての 1 億円の赤字だと重みが違います。標準財政規模は、自治体の規模（身の丈）を表すために考えられたもので、これを用いることにより、規模の違う自治体も同じ指標を使い比較することができます。



図る等、税収を主な財源とする一般会計の負担額を減らしていかなくてはなりません。

資金不足比率はこれまでも「－」を維持してきましたが、これからも「－」を維持し続けなければなりません。

#### □連結実質赤字比率

一般会計だけでなく、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

##### ○連結実質赤字比率の推移

(単位：%)	2007 (平成 19)	2008 (平成 20)	2009 (平成 21)	2010 (平成 22)	2011 (平成 23)
連結実質赤字比率	－	－	－	－	－

国立市の場合、全ての会計とは、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び下水道事業特別会計になります。平成 23 年度は、全ての会計で黒字だったため、指数欄は「－」と表示されます。2007(平成 19)年度以降ずっと「－」です。

下水道事業特別会計と同じように、国民健康保険特別会計においても、本来は保険料で賄わなければならない部分を一般会計が赤字繰出しを行うことにより補てんし、表面上は黒字を保っている状況にあります。独立採算の原則からも使用料の適正化を図る等、税収を主な財源とする一般会計の負担額を減らしていかなくてはなりません。

連結実質赤字比率はこれまでも「－」を維持してきましたが、これからも「－」を維持し続けなければなりません。

#### □実質公債費比率

地方公共団体の借入金の返済額（公債費）及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。収入のうち、どのくらいを借金返済に充てているかを示すものです。

家計に例えると、住宅ローンや自動車ローンを組んでいる家庭において、1年間のローン返済額を1年間の収入で割った割合を示す指標です。住宅ローン等の返済額の割合が大きいと、旅行や食事といった自由に使える金額が減ってしまいます。

##### ○実質公債費比率の推移

(単位：%)	2007 (平成 19)	2008 (平成 20)	2009 (平成 21)	2010 (平成 22)	2011 (平成 23)
実質公債費比率 (3カ年平均)			4.4	4.1	3.9
実質公債費比率 (単年度)	6.75861	2.98612	3.51993	6.07875	2.31947



2011(平成23)年度の実質公債費比率(3ヵ年平均)は前年度に比べ0.2ポイント改善しました。

ここ数年、中央線連続立体交差事業に対する負担金や小中学校耐震補強等大規模改修工事などの事業を実施したことに伴い、元利償還金は増加傾向にあります。一方、下水道事業特別会計や多摩川衛生組合等で起債の償還が進んだことから、準元利償還金は減少傾向にあります。

実質公債費比率の単年度の指数を見ると、2007(平成19)年度と2010(平成22)年度が大きな値となっていることが分かります。これは、公債費に準ずる債務負担行為に係るものとして、土地開発公社から土地の買い戻しを行ったことによるものです。2007(平成19)年度は清化園跡地用地、2010(平成22)年度は谷保第一土地区画整理事業地内用地及び谷保第二土地区画整理事業地内用地の買い戻しを行いました。

実質公債費比率の算定上、普通交付税で措置されるために分母分子から控除されるものがありますが、そこで見込まれている金額に比べ、実際に交付される普通交付税の額が少ないので、国立市にとっての公債費負担は、実質公債費比率という指標から受ける印象以上の負担感があります。

実質公債費比率は事業の実施に影響を受けます。今後実施予定の事業として、国立駅周辺まちづくり事業、公共施設の耐震化事業、老朽化した施設の更新、一部事務組合の施設更新などが挙げられます。これら事業に伴う起債は、後年度の公債費が増加する要因となります。事業をコントロールしながら、実質公債費比率を管理していく必要があります。

#### □将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。将来一般会計等が被る負担の推計額が年間収入のどれくらいに当たるのかという比率になります。

家計に例えると、住宅ローンや自動車ローンを組んでいる家庭において、それらのローン残高を1年間の収入で割った割合を示す指標です。

##### ○将来負担比率の推移

(単位：%)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)
将来負担比率	68.5	52.3	34.0	26.5	15.7

平成23年度の将来負担比率は前年度に比べ10.8ポイント改善しました。将来負担額が大きく減少している要因は、分子となる全ての項目で減となったことによります。

特に、一般会計における地方債現在高の減、下水道事業特別会計や多摩川衛生組合で地方債の償還が進み、残高が減少したことによります。

また、団塊の世代の退職によって職員の平均年齢が低下してきたことに伴い、退職手当負担見込額も大きく減少しています。

---

ストックの指標である将来負担比率、その要素の中でも地方債現在高の増加は、フローの指標である実質公債費比率が後年度上昇することの要因となります。世代間の公平性という観点から起債が認められているということを考えると、地方債を発行することが悪いということではありません。地方債残高を適正な水準に管理し、今後必要となる国立駅周辺のまちづくり、老朽化施設の更新といった事業にも対応できるようにしていかなくてはならないと考えています。

---

## ■まとめとして

---

健全化判断比率・資金不足比率だけを見ると、財政破綻からは程遠いように思えますが、算定段階の数値を分析していくと、いくつかの課題を見つけることができました。

独立採算の原則を守れず、一般会計からの繰入れにより収支を均衡させている特別会計や、その影響もあり収支の不均衡が常態化した一般会計。そして、この収支不均衡を臨時財政対策債の発行により補てんし、後年度への負担の先送りを行っているのが現状です。

近い将来を見据えると、国立駅周辺のまちづくり、老朽化施設の更新といった事業が控えています。これらの事業に対応できる財政状況を、今のうちから整えておく必要があります。



## 決算概況 2011(平成 23)年度決算

---

2012(平成 24)年 9 月

国立市企画部政策経営課

〒186-8501 東京都国立市富士見台2-47-1

電話:042-576-2111(代表) / FAX:042-576-0264

e-mail:sec\_zaisei@city.kunitachi.tokyo.jp